



茨城町告示第 86 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，水戸・勝田都市計画用途地域を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同法第 2 項の規定に基づき，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 2 日

茨城町長 小林 宣夫



- 1 都市計画の種類  
用途地域（茨城町役場周辺地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 第一種住居地域
    - (ア) 追加する区域  
東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下の一部
    - (イ) (ア) に係る規制の内容  
建ぺい率 60%，容積率 200% 以下
    - (ウ) 削除する部分  
東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下，字押堀の各一部
  - (2) 近隣商業地域
    - (ア) 追加する区域  
東茨城郡茨城町大字小堤 字走り下，字押堀の各一部
    - (イ) (ア) に係る規制の内容  
建ぺい率 80%，容積率 200% 以下
- 3 縦覧場所  
茨城町都市建設部都市整備課

水戸・勝田都市計画用途地域の変更（茨城町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（茨城町）

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の后退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 62 ha 約 54 ha	8 / 10 以下 10 / 10 以下	4 / 10 以下 5 / 10 以下	— —	— —	10 m 10 m	割合
小 計	約 116 ha						約 22.7 %
第二種低層住居 専用地域	約 9.4 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	
小 計	約 9.4 ha						約 1.8 %
第一種中高層住居 専用地域	約 4.8 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 4.8 ha						約 0.9 %
第二種中高層住居 専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
第一種住居地域	約 61 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 61 ha						約 12.0 %
第二種住居地域	約 28 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 28 ha						約 5.5 %
準住居地域	約 6.0 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 6.0 ha						約 1.2 %
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
近隣商業地域	約 15 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 15 ha						約 2.9 %
商業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
準工業地域	約 109 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 109 ha						約 21.4 %
工業地域	約 47 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 47 ha						約 9.2 %
工業専用地域	約 114 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 114 ha						約 22.4 %
合 計	約 510 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

町民の利便性の向上及び引き続き行政サービス機能の維持・充実を図るため、市街化区域への編入及び地区計画の決定と合わせて、本案のとおり用途地域を変更するものである。



